

特定建築材料以外の石綿含有建材(レベル3建材) 除去等作業時の石綿飛散防止

(論点と対応の方向性)

1-1 レベル3建材が使用された建築物等の解体等作業の規制

- レベル3建材が使用された建築物等の解体等作業について規制基準を設けるべきではないか。（作業基準、届出、完了確認 等）

- ・ レベル3建材（石綿含有成形板等）の除去作業場近傍において、石綿の飛散が確認された事例があった。また、原形のまま取り外した石綿含有成形板等を破砕・切断を行った際、当該破砕等を行った作業場近傍で石綿の飛散が確認された事例もあった。
- ・ このことから、適切な飛散防止措置が行われない場合には、周辺の大気中に石綿が飛散するおそれがある。

<対応の方向性>

【レベル3建材の除去作業を規制対象とすることについて】

- レベル3建材が使用された建築物等の解体等作業について、建材の種類、除去工法、工事の規模にかかわらず全て大防法の規制対象とすべきではないか。
- 規制対象とするに当たり、大防法に設けられている規制の枠組み（事前調査の実施、事前調査結果の発注者への説明・掲示、除去等作業の届出、作業基準の遵守 等）のそれぞれについて、レベル3建材についても適用すべきか否か、規制の必要性や、石綿則での規制の内容も勘案し、検討していくべきではないか。

- ・ なお、石綿則においても、レベル3建材が使用された建築物等の解体等作業について、建材の種類、除去工法、工事の規模にかかわらず全てを規制対象としている。

(参考)大防法上の特定建築材料に関する現行規制と検討内容

大防法(特定建築材料の規制概要)

事前調査の実施

事前調査結果の
発注者への説明

事前調査の結果の
記録等の保存

簡易な届出(事前調査で把握した
石綿含有建材の種類等)等

作業計画を定め
当該計画により作業実施

特定粉じん排出等作業の
都道府県政令市への届出

計画変更
命令

事前調査結果の掲示

作業基準の遵守

一時停止
命令

作業中の大気濃度の測定

作業基準
適合命令

作業が適切に終了したことの
確認

「2 事前調査の信頼性の確保」で検討

次回の小委員会
で検討

(参考)石綿則(レベル3建材)

事前調査の実施

事前調査の結果の
記録等の保存

簡易な届出(事前調査で把握した
石綿含有建材の種類等)等

作業計画を定め
当該計画により作業実施

なし

事前調査結果の掲示

石綿等の切断、穿孔、研磨等の
作業時の湿潤化、
呼吸用保護具使用

作業が適切に終了したことの
確認

厚労省において検討中

厚労省において検討中

厚労省において検討中

凡例 実線:規定あり 破線:検討中

□:受注者(事業者)の義務 ○:発注者の義務

1-2 レベル3建材の除去に係る規制の枠組み(事前調査)

- 解体等工事に伴う石綿の飛散を防止するためには、工事の対象となる建築物等における石綿含有建材の使用状況が適切に把握されることが大前提であり、レベル3建材についても例外ではない。
- 現行の大防法においては、発注者と受注者の関係について、費用負担者である発注者が石綿の飛散を伴う工事の注文者としての役割を適切に担いつつ、受注者はその請け負った工事を専門的知識に基づき適正に実施する役割を担うこととしている。このことから、特定建築材料に係る事前調査の実施主体については、専門的知識を有する受注者としている。
- この点ではレベル3建材も同様であり、実際には石綿則に基づきすべての石綿含有建材の調査が行われている。
- 石綿の飛散防止措置を講じるに当たっては、工期や費用などの様々な面から発注者の理解・協力を得る必要があるなど、発注者の関与、適切な役割分担は引き続き重要である。

<対応の方向性>

【事前調査の実施等について】

- レベル3建材に係る事前調査の実施については、特定建築材料と同様に、受注者（自主施工者を含む）に義務付けるべきではないか。
- また、事前調査の結果の発注者への説明、事前調査結果の掲示等については、特定建築材料と同様に、受注者に義務付けるべきではないか。

- なお、石綿則においても、レベル3建材に係る事前調査の実施は事業者（受注者）の義務となっている。

1-3 レベル3建材の除去に係る規制の枠組み(作業基準)

- ・ レベル3建材(石綿含有成形板等)の除去作業場近傍において、石綿の飛散が確認された事例があった。また、原形のまま取り外した石綿含有成形板等を破砕・切断を行った際、当該破砕等作業を行った現場近傍で石綿の飛散が確認された事例もあった。
- ・ その他、都道府県等に行った調査結果、レベル3建材の除去工事にける養生、湿潤化等の飛散防止措置を実施せずに建材を破砕していた事例等の不適切な事例が確認された。不適切事例の主な発生原因としては、通知やマニュアルで求められている措置に関する施工者の知識不足や、事業者間の情報伝達の不備が挙げられた。
- ・ 通知やマニュアルに基づく指導には強制力がなく、事業者に対して飛散防止措置の実施を求めることについて、一定の限界がある。

<対応の方向性>

【作業基準の遵守を求めることについて】

- レベル3建材の除去作業について、通知やマニュアルに基づく指導を行うだけでなく、大防法の下で作業基準を規定し、飛散防止措置の実施を明確に義務付けるべきではないか。

- ・ なお、石綿則においても、レベル3建材の切断等の作業について、作業基準を設けて規制している。

1-4 レベル3建材の除去に係る規制の枠組み(作業の届出等)

- ・ 現在大防法の規制対象となっている特定建築材料については、基本的に作業場の隔離、負圧管理等、専門的知見や専用機材の利用等を要する作業基準が課せられることから、当該作業(特定粉じん排出等作業)の計画について、都道府県等に作業開始の14日前までに届け出させることとし、都道府県等が当該計画を事前に確認し、必要に応じて計画変更命令を出す仕組みとしている。
- ・ レベル3建材の除去については、原形のまま取り外し、養生、湿潤化等の措置を適切に実施することにより隔離、負圧管理等の措置によらず石綿の飛散を十分に抑えることができる。
- ・ レベル3建材の除去作業計画については、このような解体等工事の一般的な知識を用いることにより適切な作業計画を策定することが十分可能であり、このため都道府県等が事前に計画変更命令を行うべき場面が少ないと考えられる。

<対応の方向性>

【特定粉じん排出等作業の実施の届出等について】

- レベル3建材については、特定粉じん排出等作業の実施の届出は求めないとすることを基本としてはどうか。
- ただし、都道府県等への届出を求めない場合においても、作業の方法や作業時の石綿の飛散防止対策等を定めた作業計画について、作業開始前に策定するよう、施工者(受注者及び自主施工者)に対して義務付けるべきではないか。

- ・ なお、石綿則においても、石綿含有成形板等の除去作業計画に係る届出(計画届又は作業届)は求められていないが、事業者自らが作業計画を定めることを義務付け、石綿作業主任者による指揮や労働者に対する特別教育の実施を求めている。

2-1 飛散性に応じた石綿の飛散防止対策について (石綿含有成形板等)

➤ 大防法の規制の対象とするレベル3建材及びその飛散性に応じた飛散防止方策を検討するべきではないか。(規制対象の建材、工法、工事の規模等)

- ・ 現地調査事例、実験事例などから、原形のまま取り外すこと、養生及び湿潤化により、これらの措置を実施せずに破砕した場合に比べて、飛散する繊維を抑えられることが確認された。

<対応の方向性>

【石綿含有成形板等に係る飛散防止対策について】

- 石綿含有成形板等の除去について、建材を原形のまま取り外すことを原則としつつ、湿潤化等の飛散防止措置を内容とする作業基準を定めるべきではないか。
- 接着剤で強力に建材が接着している場合等原形のまま取り外すことが困難な場合には、建材の種類や除去工法等に応じて十分な飛散防止対策が実施されるよう、養生、湿潤化等の飛散防止措置を内容とする作業基準を定めるべきではないか。

※ 石綿含有成形板等の中でも、湿潤化した上で破砕した際の繊維の飛散性が、特定建築材料(レベル2建材)よりは低いものの、他の石綿含有成形板等より比較的高かった建材については、より効果的な養生・湿潤化等の措置を求めることを検討してはどうか。

- ・ なお、石綿則においては、いわゆるレベル3建材の除去作業時においても、石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業時の湿潤化(著しく困難な場合を除く)が義務付けられている。また、いわゆるレベル3建材の中でも除去作業に伴いより高い総繊維数濃度が確認されている建材についての措置のあり方が検討されている。

2-2 飛散性に応じた石綿の飛散防止対策について (石綿含有仕上塗材)

- ・ 石綿含有仕上塗材の除去時の石綿の飛散性については、除去工法によっては高い繊維の飛散性を示す実験事例があったが、耐火目的等で使用される吹付け石綿とは異なることが確認された。
- ・ 石綿含有仕上塗材の除去時における繊維等の飛散実態については、作業現場における実態調査において、施工方法にかかわらず、剥離剤塗布等の措置により、作業場近傍においても飛散が抑制できることが確認できた。
- ・ 石綿含有仕上塗材については、屋外で使用されるケースが多く、隔離措置によらずに、剥離剤の塗布や集じん装置を併用した工法により、粉じんの飛散を抑制して除去する方法が確立されている。

<対応の方向性>

【石綿含有仕上塗材に係る飛散防止対策について】

- 石綿含有仕上塗材については、吹付け工法、ローラー塗り等施工方法に関わらず、他の石綿含有建材とは別に、石綿含有仕上塗材独自の作業基準を適用することとすべきではないか。
- ・ 仕上塗材として使用される建材であっても、その性質が「吹付け石綿(レベル1建材)」に類似している建材(具体的には石綿含有吹付けパーライト、石綿含有吹付けバーミキュライト)については、現行法における扱い通り、引き続き「吹付け石綿」であるものとして大防法の規制を適用する。
- ・ なお、石綿則においても、石綿含有仕上塗材についての除去作業の在り方を検討している。

(参考)レベル3建材の除去に係る対応の方向性の整理

		吹付け石綿 (レベル1建材)	石綿含有断熱材、保 温材、耐火被覆材 (レベル2建材)	石綿含有成形板等、 仕上塗材 (レベル3建材)	(参考)石綿則等での規制 (レベル3建材)	
					石綿則	大臣指針、マニュアル
事前調査	調査実施	○	○	○	○	○
	調査結果の 発注者への 説明、掲示	○	○	○	—	—
	調査結果の 記録・保存	(「2 事前調査の信頼性 の確保」で検討)			○ (記録のみ)	○ (記録及び40年保存)
	調査結果の 届出等	(「2 事前調査の信頼性 の確保」で検討)			検討中	検討中
特定粉じん 排出等作業 届出		○	○	—	— (計画届・作業届の 対象外)	— (計画届・作業届の 対象外)
作業基準	作業計画の 策定	○ (特定粉じん排出等 作業届出に含まれる)	○ (特定粉じん排出等 作業届出に含まれる)	○	○	○
	作業基準	○ 隔離・負圧措置、集 じん排気装置の設置、 湿潤化 等	○ [掻き落とし、破碎等 で除去] 隔離・負圧措置、集 じん排気装置の設置、 湿潤化 等 [上記以外の方法で 除去] 養生、湿潤化 等	○ [原則:原形のまま 取り外し] 湿潤化、清掃 等 [上記以外の方法で 除去] 養生、湿潤化 等 [仕上塗材] 剥離剤塗布 等	○ ・湿潤な状態とする こと 等	○ [原則:原形のまま 取り外し] 散水、清掃 等 [上記以外の方法] 養生、湿潤化 等 [仕上塗材] 剥離剤塗布 等
	作業中の大 気濃度測定	(次回小委員会で検討)			—	—
完了確認		(次回小委員会で検討)			—	—

凡例: ○:規制対象 —:規制対象外 黄色セル:今回の小委員会で議論